

# 就学援助の申請について

広尾町では、経済的な事情等によって、小中学校への就学が困難な家庭のお子さんたちに楽しい学校生活を送ってもらうために、学用品費・学校給食費・体育実技用具費などの援助をしております。

令和元年度に就学援助を希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、お子さんの通っている学校（担任の先生）へ提出してください。

なお、必要に応じて民生委員が訪問することがあります。

また、新入学児童生徒学用品費の年度前支給に係る申請書を提出した方および現在生活保護を受けている方は、今回、申請する必要はありません。

## ◎提出していただく書類

○令和元年度就学援助費認定申請書および同意書（1学校につき1枚）※記入・押印漏れが無いようにして下さい。

※世帯状況及び収入状況を確認させていただきます。

○委任状（学校給食費の受領と納入に関する委任状）

○就学援助費支給に係る振込口座

## ◎援助を受けることのできる目安

①現在生活保護を受けている

②前年度又は当該年度に次のいずれかの措置を受けた、又は次の理由により生活が困窮している

- ・生活保護の停止又は廃止を受けた
- ・町民税が非課税又は減免を受けた
- ・個人事業税又は固定資産税の減免を受けた
- ・国民健康保険税の減免を受けた
- ・国民年金の保険料の免除を受けた
- ・児童扶養手当の支給を受けた
- ・生活福祉資金の貸付を受けた
- ・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者である
- ・職業が不安定である
- ・PTA会費、学級費等が免除されている
- ・長期療養、火災、交通事故等不慮の災害にあった
- ・失業、倒産などで著しく収入減となった

③その他特別な事情により著しく生活が困窮している

## ◎次のような援助が受けられます

○新入学学用品費：(小) 1年生 50,600円 (中) 1年生 57,400円

○学用品費：(小) 1年生 13,100円 (中) 1年生 24,800円

2～6年生 15,350円 2～3年生 27,050円

○体育実技用具費：(小) 1・4年生 26,240円（スキー） 11,690円（スケート）

（学校の授業内容に合わせ、スキーまたはスケート用具費を支給します。）

- ・修学旅行費：保護者が学校に納める金額
- ・学校給食費：年間の給食費に相当する金額
- ・医療費：学校保健安全法に定められた疾病の治療に要した金額（トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫）
- ・クラブ活動費：クラブ活動にかかる経費のうち、一律に負担すべき経費（援助額に上限があります）
- ・生徒会費：生徒会費として一律に負担すべき経費（援助額に上限があります）
- ・PTA会費：PTA活動に要する費用として一律に負担すべき経費（援助額に上限があります）
- ・卒業アルバム費：保護者が学校に納める金額（援助額に上限があります）

※なお、年度途中で認定となった方は、上記金額のうち一部が支給されないことがあります。

## ●就学援助認定の基準について

前年の世帯収入が一定の額以下であれば認定となります（世帯全員の収入で計算します）。

基準となる額は世帯構成や年齢等により異なりますが、以下にケースごとの認定目安額を示しますので、参考にしてください。

前年(平成30年1月～12月)の世帯全員の収入額で計算します(所得額ではありません)。

- ・ケース1  
～両親が30代で小学生が2人の場合 3, 168, 885 円以下
- ・ケース2  
～両親が30代で小学生が1人の場合 2, 599, 560 円以下
- ・ケース3  
～両親が40代で中学生1人、小学生1人の場合 3, 258, 885 円以下
- ・ケース4  
～両親が40代で中学生が1人の場合 2, 653, 020 円以下

## ●就学援助のスケジュールについて

31年度のスケジュール(予定)です。

- ・4月18日まで 学校へ申請書を提出
- ・5月下旬 各申請者へ結果を通知（認定に協議が必要な場合は通知が遅れる場合があります）
- ・6月下旬 第1期就学援助費支出
- ・9月下旬 第2期就学援助費支出
- ・12月上旬 体育実技用具費支出
- ・3月下旬 給食費支出（学校給食センターに支払います）

※修学旅行費および卒業アルバム費の支出時期は各学校が定める納入期限による